

射和
まちづくり協議会
総会議案書

と き 令和4年5月27日(金)
午後 7時から
ところ 射和地区市民センター

目 次

総会次第		P1
議案第 1 号	令和 3 年度射和まちづくり協議会事業報告について	P2-P4
議案第 2 号	令和 3 年度射和まちづくり協議会収支決算報告について	P5
(監査結果報告)		
議案第 3 号	射和まちづくり協議会会則 (案) について	P6-11
議案第 4 号	射和まちづくり協議会役員選任 (案) について	P12
議案第 5 号	令和 4 年度射和まちづくり協議会事業計画 (案) について	P13
議案第 6 号	令和 4 年度射和まちづくり協議会予算 (案) について	P14
資料	まちづくり計画書	
	射和まちづくり協議会代議員選出細則	P15
	射和まちづくり協議会組織図	P16
	射和まちづくり協議会代議員名簿	P17

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 出席者数報告
- 5 議長選出
- 6 議長あいさつ
- 7 書記・議事録署名者選出
- 8 議事
 - 議案第1号 令和3年度射和まちづくり事業報告について
 - 議案第2号 令和3年度射和まちづくり協議会収支決算報告について
(監査結果報告)
 - 議案第3号 射和まちづくり協議会会則(案)について
 - 議案第4号 射和まちづくり協議会役員選任(案)について
 - 議案第5号 令和4年度射和まちづくり協議会事業計画(案)について
 - 議案第6号 令和4年度射和まちづくり協議会予算(案)について
- 9 議長退任
- 10 閉会のことば

議案第1号

令和3年度 射和地区まちづくり協議会 事業報告

日付	内容	場所	人数
4月9日	第1回「射和まちづくり協議会」設立準備会	射和地区市民センター	11名
4月30日	第2回「射和まちづくり協議会」総会準備会	射和地区市民センター	8名
5月11日	第3回「射和まちづくり協議会」総会準備会	射和地区市民センター	11名
7月7日	消防訓練依頼	防災センター	3名
7月9日	第1回住民協議会事務局研修会	橋西地区市民センター	1名
12月19日	第2回住民協議会事務局研修会	橋西地区市民センター	1名
3月1日	広報紙第17号「いざわのわ」の発行		

運営委員会

12月20日	第1回運営委員会	射和地区市民センター	15名
--------	----------	------------	-----

役員会

6月4日	第1回役員会	射和地区市民センター	8名
7月2日	第2回役員会	射和地区市民センター	8名
8月5日	第3回役員会	射和地区市民センター	7名
10月8日	第4回役員会	射和地区市民センター	6名
11月12日	役員会・自治会部会合同会議	射和地区市民センター	15名
3月8日	第5回役員会	射和地区市民センター	8名
3月25日	第6回役員会	射和地区市民センター	9名

自治会部会

6月16日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	11名
2月17日	第1回自治会部会	射和地区市民センター	10名
3月10日	第2回自治会部会	射和地区市民センター	11名

地域振興部会

6月22日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	7名
7月27日	第1回部会	射和地区市民センター	7名
10月23日	児童俳句展 準備	射和小学校図書館	5名
12月23日	児童俳句展 表彰式	射和小学校体育館	1名

健康福祉部会

6月16日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	9名
7月14日	第1回部会	射和地区市民センター	9名
12月23日	第2回部会	射和地区市民センター	8名
2月9日	第3回部会	射和地区市民センター	8名

<敬老事業・配食サービス等>

9月10日	ふれあい配食 (コロナウィルス感染予防のため中止)		
9月20日	敬老の日 記念品の進呈		157名
10月28日	ふれあい訪問		374名
11月26日	ふれあい配食		79名
3月3日	ふれあい配食		79名
3月23日	在宅介護者のつどい		81名

<健康増進活動>

2月18日	健康講座 笑いヨガ (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	
-------	------------------------------------	------------	--

<子育て支援活動>

4月13日	めだかっこ教室	射和地区市民センター	12名
5月11日	めだかっこ教室	射和地区市民センター	8名
6月8日	めだかっこ教室	射和地区市民センター	14名
9月14日	めだかっこ教室 (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	
10月12日	めだかっこ教室	射和地区市民センター	8名
11月9日	めだかっこ教室	射和地区市民センター	14名
12月14日	めだかっこ教室	射和地区市民センター	16名
1月11日	めだかっこ教室	射和地区市民センター	8名
2月8日	めだかっこ教室 (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	
3月8日	めだかっこ教室 (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	

環境安全防災部会

6月24日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	5名
12月10日	第1回部会	射和地区市民センター	6名
1月22日	防災訓練 (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和小学校校庭	
2月4日	防犯講座 安心・安全なまちづくり (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	

教育文化部会

6月23日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	12名
7月20日	第2回教育公民館部会	射和地区市民センター	10名
10月11日	ハロウィンかぼちゃ配布	射和地区市民センター	28名
10月15日	男の料理教室	射和地区市民センター	4名
11月13日	史跡散策ウォーキング	射和地区市民センター発	23名
11月19日	男の料理教室	射和地区市民センター	4名
12月5日	庭木の剪定講習会 (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	
12月22日	ミニ門松づくり講座	射和地区市民センター	10名
1月21日	男の料理教室 (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	
7~12月	生きがい学級 (コロナウィルス感染予防のため中止)	射和地区市民センター	

議案第3号

射和まちづくり協議会会則の一部改正（案）について

射和まちづくり協議会会則の一部改正する規約を次のように提出する。

令和4年5月27日

射和まちづくり協議会

会長 河合 憲一

記

射和まちづくり協議会会則の一部改正する規約

射和まちづくり協議会会則の一部を次のように改正する。

第8条第1項を下記のとおり改める。

附則

この会則は、令和4年5月27日から施行する。

射和まちづくり協議会会則の一部改正（新旧対照表）

改正前	改正後
第2章 役員 (役員の種別) 第8条 協議会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (会長は、自治会長及び自治会長経験者の中から選出する。) (2) 副会長 3名 (3) 事務局長 1名 (事務局長は、原則として射和公民館館長が兼務する。) (4) 会計 1名 (5) 監事 2名	第2章 役員 (役員の種別) 第8条 協議会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (会長は、自治会長及び自治会長経験者の中から選出する。) (2) 副会長 3名以内 (3) 事務局長 1名 (事務局長は、原則として射和公民館館長が兼務する。) (4) 会計 2名以内 (5) 監事 2名
附 則 (施行期日) この会則は、令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。	附 則 (施行期日) この会則は、令和4年5月27日に改正、施行する。

射和まちづくり協議会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、射和まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の歴史・伝統と文化等の特性を活かして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

（区域）

第3条 協議会の区域は、御麻生菌町上区、御麻生菌町本郷、庄町、阿波曾町、射和町、中万町、中万団地、八太町、上蛸路町、下蛸路町の範囲（以下「射和地区」という。）とする。

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、松阪市射和町586番地3 射和地区市民センターに置く。

（事業）

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯づくりに関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

（構成）

第6条 協議会の構成員は、射和地区並びに広瀬町に居住する住民及び射和地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監事を置く。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(会長は、自治会長及び自治会長経験者の中から選出する。)
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 事務局長 1名(事務局長は、原則として射和公民館長が兼務する。)
 - (4) 会計 2名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 役員については、前項に基づき運営委員会において運営委員会委員等から選出する。
 - 3 必要に応じて、協議会に相談役及び顧問を置くことができる。

(役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務や記録を行う。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 協議会の役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 13 条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は、40名以内とする。

(総会の開催)

第 14 条 通常総会は年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 運営委員の過半数が必要と認めたとき

(総会の招集)

第 15 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は代議員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 18 条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第 19 条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法により、これを決することができる。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (2) 規約の改廃の決定に関すること。
- (3) 地域計画の策定に関すること。
- (4) 役員決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 その他の会議

(運営委員会の構成)

第25条 運営委員会は、役員、部会長、各地区の自治会長で構成する。

- 2 運営委員会の長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の招集と議長)

第26条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の役割)

第27条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

(部会の構成)

第28条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は射和地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 自治会部会
 - (2) 地域振興部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 環境安全防災部会
 - (5) 教育公民館部会
- 2 各部会の構成する者の中から各部会の部会長・副部会長を選出する。
- (部会の役割)
- 第 29 条 部会は、第 2 条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。
- 2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。
- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
 - (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
 - (3) 自治会部会は、基本協定書の第 2 条第 2 項に関すること
 - (4) その他部会運営等に関すること

第 6 章 会計及び監査

(経費)

第 30 条 協議会の経費は、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 31 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 32 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第 33 条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第 7 章 その他

(役員報酬)

第 34 条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬については別に定めるものとする。

(委任)

第 35 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この会則は、令和4年5月27日から改正、施行する。

(権利等の継承)

2 射和地区まちづくり協議会に係る一切の権利、財産は射和まちづくり協議会が継承するものとする。

(射和地区まちづくり協議会規約の廃止)

3 射和地区まちづくり協議会規約は廃止する。

議案第4号

令和4年度 射和まちづくり協議会役員選任（案）について

射和まちづくり協議会会則第8条（役員の種別）に基づき、次のとおり役員を選任する。

射和まちづくり協議会 役員

役職名	氏名
会長	岩田 敏也
副会長	池村 均
副会長	久保 茂喜
副会長	西川 篤
会計	伊藤 悦子
	松原 久広
監事	表 正
監事	濱 博之
事務局長	西村 篤史

顧問	
顧問	
相談役	
相談役	

議案第5号

令和4年度 射和まちづくり協議会事業計画(案)

1. 総会・会議

総会・・・・・・・・年 1回 研修会・会議・イベント等
役員会・・・・・・・・随時 広報活動など
運営委員会・・・・随時

2. 自治会部会

現地調査
行政からの連絡及び調整業務(広報等の行政が作成した広報物の配布、回覧業務等)
人選に伴う推薦依頼業務(統計調査員、民生委員・児童委員候補者の推薦等)
地域の状況調査と要望(地区内の環境整備の取りまとめ等)

3. 地域振興部会

地域づくり(まちづくり計画書)の推進
獣害対策
地域活動の活性化の検討
農業・商工業の活性化
みえ松阪マラソンの支援・応援

4. 健康福祉部会

地域住民の健康と福祉の増進
高齢者で一人暮らしの方へのふれあい訪問支援活動
地区福祉会活動の推進
敬老事業(敬老記念品贈呈事業等)
認知症予防等に係る調査研究

5. 環境安全防災部会

地域住民の安全・安心なまちづくり
交通安全啓発活動
環境美化活動の推進
防災訓練(地域をあげた防災訓練の実施)
防災設備の点検
防犯パトロール

6. 教育公民館部会

公民館活動の推進
歩こう会
ビーチボールバレー大会
公民館文化祭・芸能大会
生きがい学級
射和地区内の歴史文化の掘起し等に係る調査研究

議案第6号

令和4年度 射和まちづくり協議会 収支予算書(案)

収入

(単位 円)

項目	本年度予算	摘要
繰越金	1,196,405	前年度繰越金
活動交付金	2,147,000	市活動交付金(内ふるさと応援寄附金21,000円)
助成金	420,000	射和地区自治会連合会 100,000円 社会福祉協議会地域福祉活動推進助成金 50,000円 小地域福祉活動助成180,000円 小地域福祉活動団体助成90,000円
自治会事務委託料	95,000	現地調査費15,000円、健康福祉部会80,000円
分担金・負担金	500,000	自治会分担金(各戸負担金)
雑収入	1	預金利子
合計	4,358,406	

支出

項目	予算額	摘要
事務費	1,467,000	
	700,000	人件費
	525,000	事務用品等購入費・会議諸経費
	137,000	コピーリース料
	105,000	広報紙の発行等(いざわのわ 年2回発行)
自治会部会費	15,000	
	15,000	現地調査費
地域振興部会活動費	160,000	
	60,000	「まちづくり計画」推進に係る諸経費・講師謝礼
	70,000	歴史文化のまち“いざわ”郷土を俳句のまちに
	30,000	直売所等実施に伴う関連諸経費
健康福祉部会活動費	713,000	
	28,000	健康体操・健康に関する講演会講師謝礼
	150,000	ふれあい配食諸経費
	60,000	ふれあい訪問諸経費
	60,000	認知症予防等に係る調査費用等
	9,000	ボランティア保険
	22,000	めだかっこ教室資材費
	90,000	福祉活動費
	294,000	敬老事業
	環境安全防災部会活動費	343,000
300,000		防犯灯設置補助費
23,000		掲示板設置補助費
10,000		防災訓練に係る諸経費
10,000		緊急連絡体制の整備等に係る諸経費
教育公民館部会活動費	641,000	
	120,000	傷害保険料
	150,000	公民館文化祭・芸能大会諸経費
	170,000	ビーチボールバレー大会諸経費
	41,000	生きがい学級
	30,000	生活講座
	50,000	歩こう会
	30,000	グラウンドゴルフ
	20,000	PTA関係環境整備費
	30,000	歴史文化の調査に係る諸経費
予備費	1,019,406	
合計	4,358,406	

※支出予算額に過不足が生じた場合は、流用することができる。

射和まちづくり協議会代議員選出細則

1. 射和まちづくり協議会総会に係る代議員の選出については、自治会と自治会以外に区分し、選出する。
2. 代議員数については、以下の通り定める。

自治会選出代議員数

自治会名	代議員数
御麻生菌町上区	2名
御麻生菌町本郷	2名
庄 町	2名
阿波曾町	2名
射和町	3名
中万町	3名
中万団地	2名
八太町	2名
上蛸路町	2名
下蛸路町	2名

自治会以外の構成員選出代議員数

民生委員	2名以内
交通安全協会	2名以内
消防団	2名以内
農業実行組合	2名以内
射和「昔を語る会」	2名以内
射和幼稚園PTA	2名以内
射和小学校PTA	2名以内
多気中学校PTA	2名以内
射和小学校同窓会	2名以内

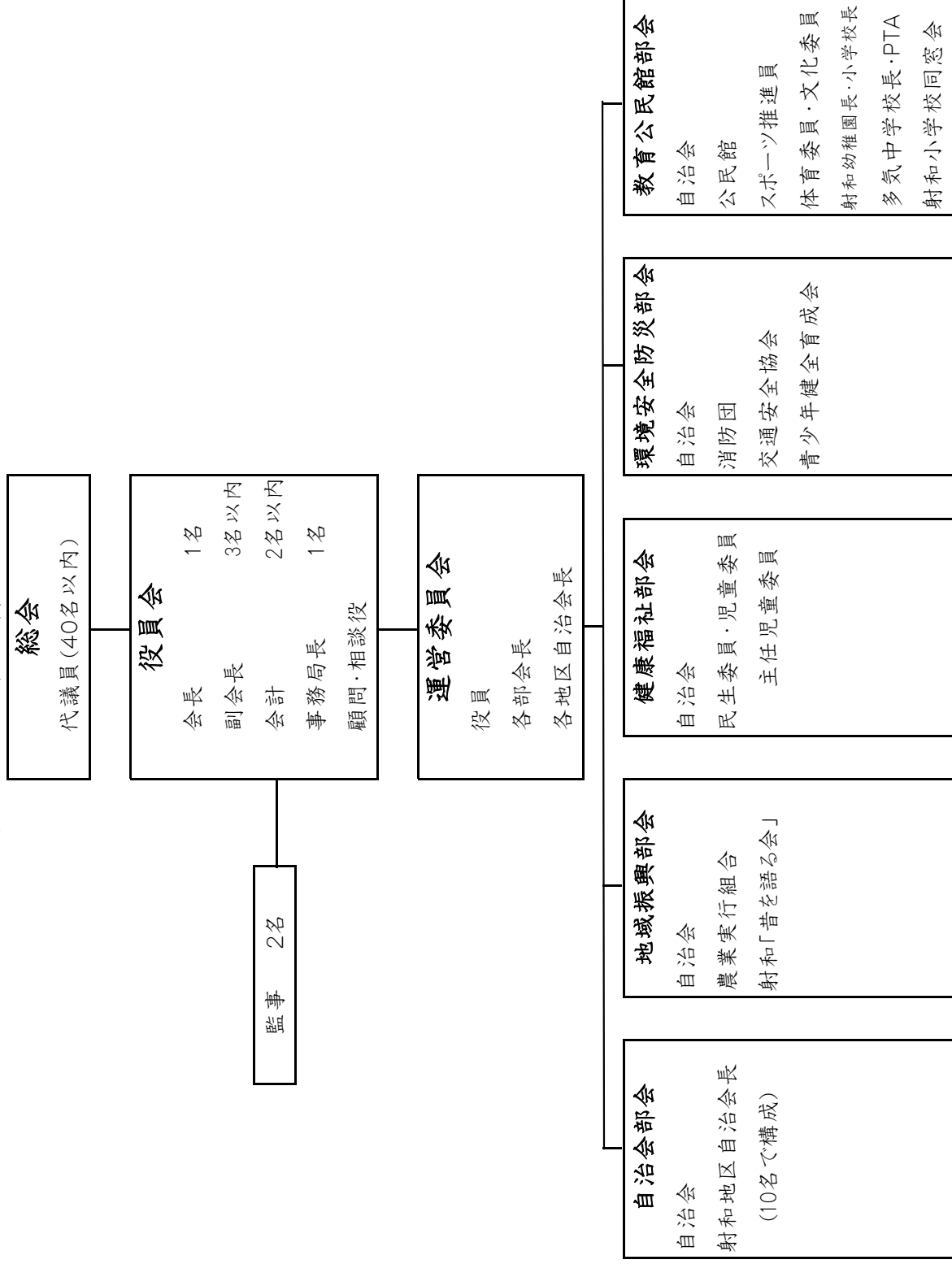
附 則

(施行期日)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日一部改正

射和まちづくり協議会 組織図



*部会は、射和地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

令和4年度 射和まちづくり協議会 代議員名簿

	団体名	名前
1	御麻生藺町上区	松岡 忠彦
2		松岡 均
3	御麻生藺町本郷	竹内 寿春
4		西村 昌員
5	庄町	伊藤 秀幸
6		堀 千代太
7	阿波曾町	奥井 正敏
8		奥野 久司
9	射和町	池村 勝則
10		岩田 敏也
11		河原 敦
12	中万町	池村 均
13		池村 斉
14		桑原 好夫
15	中万団地	濱口 たゑ子
16		伊藤 悦子
17	八太町	大西 博巳
18		大西 祥司
19	上蛸路町	油谷 敬朗
20		天命 利男
21	下蛸路町	堀内 良実
22		西川 篤
23	民生委員	山上 節夫
24		山川 京子
25	交通安全協会	堀内 将美
26		大西 偉行
27	消防団	伊藤 孝
28		長谷 昭
29	農業実行組合	近藤 修一
30		池田 雅昭
31	射和幼稚園PTA	鹿間 仁美
32		八重葦 敏一
33	射和小学校PTA	近藤 昌典
34		寺岡 広治
35	多気中学校PTA	市川 寿男
36		扇田 綾子
37	射和小学校同窓会	竹上 肇
38		山口 隆範
39	射和「昔を語る会」	濱 博之
40		長谷 和幸